

市立小樽図書館資料選定方針

1 目的

この方針は、市立小樽図書館条例第3条に定める業務を行うため、市立小樽図書館における資料の収集等についての方針を定める。

2 基本方針

- (1) 市民の生涯学習等様々な要望に対応するため、各分野に幅広い資料を収集する。
- (2) 郷土の歴史及び文化を継承する郷土資料、及び、地域に関する地域資料を積極的に収集する。
- (3) 市民の暮らしを豊かにするため、レクリエーションや生活の向上に役立つ資料を収集する。
- (4) 視覚障害者等、印刷された文字資料を利用しにくい人にも配慮した資料を収集する。
- (5) 資料収集にあたっては、「図書館法」及び「図書館の自由に関する宣言」の精神を遵守する。

3 収集資料の種類

- (1) 一般・児童図書
- (2) 郷土・地域資料
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子資料
- (5) 逐次刊行物
- (6) パンフレット・リーフレット等

4 収集基準

種類別の収集については、別紙収集基準による。

5 資料選定委員会

「市立小樽図書館資料収集方針」及び「市立小樽図書館資料収集基準」に基づき、資料の選定を行うため、市立小樽図書館に「市立小樽図書館資料選定委員会」を設置する。

(1) 選定委員

選定委員は、館長が主宰し、副館長及び選書担当者とする。

(2) 選定業務

選定委員は、次に掲げる業務を行う。

- ア 資料の収集計画に関すること。
- イ 資料の選定に関すること。
- ウ 資料の除籍に関すること。

(3) 選定委員会の開催

資料収集委員会は、年間収集計画策定の際、開催するほか、委員長が必要と認めるとき、随時開催する。

(令和3年4月30日決定)

(令和5年3月26日改定)